

# 監事室から

## 監事の 仕事



監事 木村 雅行

東京弁護士会監事の仕事の概要を説明すると、理事者会への出席（申し訳ないですが、最近ほとんど出ていません）、財務委員会と3つの関連委員会、常議員会への出席、各種会合への東弁役員としての出席、月次監査（毎月の一般会計・特別会計の伝票1日平均20枚ほどの入金・出金・振り替えの伝票チェックです。これは桑原監事と隔月でしています）、そして、これからですが決算監査と監査意見の提出です。

今年度の財政問題として、八王子支部の立川移転問題、OA刷新問題と予算外の大きなお金を必要とする問題（財源をどうするかが問題）があり、さらに、東京弁護士会共済制度の問題（この制度自体を知らない会員が多いよ

うですが、これまでの制度を続けることが保険業法の改正でできなくなるので共済特別会計をどうするかの問題）、新公益法人会計導入問題（一言で言えば現在の東弁の会計方式を誰が見ても分かりやすい形式にする会計を導入するについての問題）といわゆる収益事業に対する課税問題（法律相談納付金、照会手数料などに法人税を課せようとしている問題）などなど問題がたくさんあり、今からどのような意見書にすべきなのか心配な状態です。

監事の仕事は、予想以上にありますが、初めて東京弁護士会の財政についての詳細を知ることができ、役員末席に連なり、それなりに楽しく、勉強させていただいています。

## 監査の 業務とは



監事 桑原 育朗

早いもので、会員の皆様がこの記事をお読みになるころには、監事の残り任期は2か月を切ろうとしている。

理事者は3月末をもって名実ともに退任されるのであるが、われわれ監事は、その後2～3か月は会計監査の業務が残っている。2007年3月分の会計監査を終えてはじめて任務終了となる。

会計監査は、2名の監事が偶数月と奇数月をそれぞれ担当して、領収証、伝票をすべてチェックし、集計表と対照する。我々のところに書類が来る前に、経理課が入力点検し税理士事務所のチェックを経ているので、誤記などはまずない。我々に求められているのは、チェックを経て、その支出の適法性と会計処理全般の適法性なのであろうが、私個人としては、チェックに追われているのが

偽らざる現状である。

そのような心許ない状況ではあるが、東弁の収支全般をみていくと東弁の活躍ぶりがよく理解できる。いままで一会員として漠然と思っていたことを切実に理解できるようになった。

今年度は、多摩支部会館用地取得に向けた動き、コンピュータシステム新規構築など、会財政に大きく関わる課題があった。また、公益会計基準の改定をふまえて、弁護士会の会計原則をこれにどのように適合させていくかという課題も存在する。これらの課題を勉強させていただく中で、会財政というものを改めて認識させていただいた。

決算監査、3月までの月例監査をやり遂げて、ここで学んだことを次に生かしていきたいと考えているところである。